

令和5年

- 第1回 -

藤岡市教育委員会定例会議事録

藤岡市教育委員会

令和5年第1回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和5年1月20日（金）
午後2時52分
場 所 教育庁舎3階 第1会議室

開 会

日程第 1 第14回定例会の議事録の承認

日程第 2 教育長の諸報告

日程第 3 議案第1号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則の一部改正について

日程第 4 議案第2号 藤岡市個人情報保護条例の施行に関する藤岡市教育委員会規則の廃止について

日程第 5 議案第3号 令和4年度教育長表彰該当者の決定について

日程第 6 議案第4号 藤岡市公民館の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

日程第 7 議案第5号 藤岡市鬼石公民館の備品及び図書貸出要綱及び藤岡市公民館長の任命に関する要綱の廃止について

閉 会

・ 出席委員等

教 育 長	田 中 政 文 君	教育長職務代理者	櫻 井 正 明 君
委 員	内 田 孝 嗣 君	委 員	高 橋 祐 紀 君
委 員	貫 井 真 由 美 君		

・ 欠席委員

なし

・ 説明のため出席した者

教 育 部 長	小 島 治 君	教育総務課長	堀 越 輝 雄 君
学校教育課長	大 塚 崇 君	生涯学習課長	植 野 美 佐 子 君
文化財保護課長	軽 部 達 也 君	スポーツ課長	岸 憲 彦 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君	図 書 館 長	湊 田 真 由 美 君

・ 事務局職員出席者

書 記	山 下 由 希 子	書 記	高 橋 秀 仁
-----	-----------	-----	---------

会議の概要

開会 14時56分

開 会

教育長（田中政文君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和5年第1回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、高橋書記を指名します。

日程第1 第14回定例会の議事録の承認

教育長（田中政文君）日程第1 第14回定例会の議事録の承認でございますが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）第14回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）第14回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 教育長の諸報告

教育長（田中政文君）日程第2 教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教育長（田中政文君）最初に教育総務課です。

小中学校の体育館の改修工事について、本年度は藤岡第一小学校と鬼石北小学校の体育館改修工事を実施いたしました。両校とも昨年12月28日に工事が完了し、1月10日付けで完成検査を実施して、無事、引き渡しとなりました。

本年度の教育長表彰につきましては、各学校及び団体より147名の推薦がありました。この推薦について、1月12日に教育長表彰選考委員会を開催し、本日、議案として上程しておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

次に学校教育課です。

1月6日の校長会議では、冬休み明け1週間を重点注意週間として、児童生徒にいつも以上に寄り添って支援するように指示しました。その結果、これまで大きな問題は起こっていません。これからは、休み明けの4・5月、8・9月、1・2月を特に注意する期間として、子どもたちの不安な心に寄り添うなど、一人一人に目を向けたきめ細かな対応を行い、自殺予防、問題行動の未然防止に努めるよう指示いたしました。

また、引き続いての感染症予防の徹底、小中一貫教育及びコミュニティ・スクールの取組についてのまとめと評価・次年度に向けた準備についても指示しました。

17日に、「いじめ問題解決に向けた子ども会議」を小中高生が参加して開催しました。今年度は校区ごとに集まって話し合いをするとともに、各校区をオンラインで結び、意見交換を行いました。内容は、これまで行ってきた挨拶運動を日常化し、より良い人間関係作りのための具体的な方策を話し合いました。

18日には「第3回チャレンジウイーク推進協議会」を開催し、今年度の成果と課題について話し合いました。3年ぶりに行われたチャレンジウイークについて、多くの成果が発表されました。同日、チャレンジウイークの受け入れ事業所の中で、10年以上お世話になっている事業所に対する感謝状贈呈式を行いました。今年度は4事業所でしたが、これまで50を超える事業所に感謝状を贈呈しております。今月21・22日は校長会主催の小中図工・美術・書初め展を市民ホールで開催する予定となっています。

次に、生涯学習課です。

1月8日に、みかぼみらい館で感染防止対策を講じて、2部制で二十歳を祝う会を挙行いたしました。今年度も写真撮影を行い、A4版の記念冊子を作成し、出席者全員へ送付する予定です。参加者数は、1部261名、2部が241名の合計で502名となり、対象者677名に対して74.2%の参加率でした。16日には、人権啓発指導者養成講座の閉講式を行いました。今年度は9月から毎月1回計5回の講座で、延べ186名の方に受講していただきました。

善意の会の啓発標語と善行者の関係では、市内の小中学校から168点の標語の応募がありました。また、善行者については、19名の推薦がありましたので、2月9日に審査会を行う予定です。

12月の総合学習センターの利用状況は、文化施設利用217団体、2,107人、体育施設利用131団体、1,127人、合計348団体、3,234人でした。

次に文化財保護課です。

今年度予定しているデジタル博物館追加コンテンツの3月1日公開へ向けて、データの準備が進んでいます。今年度は「中世関東の要、平井城と関東管領上杉氏盛衰」と「藤岡の暮らしの文化」の2コンテンツになります。

埋蔵文化財発掘調査関係は、保美地区遺跡群発掘調査では引き続き発掘調査を実施しています。牛田・川除地区発掘調査は報告書作成、整理作業を実施しています。

世界遺産高山社跡関係では、令和3年度繰越で実施しております保存修復工事は高山社跡母屋兼蚕室解体工事の現地作業が終了し、建物基礎石のみの状況となっています。養生して、発掘調査の準備を行っています。

12月の高山社跡及び藤岡歴史館の入場者数は、高山社跡576人、藤岡歴史館は468人でした。また、藤岡市デジタル博物館アクセス数は3,275件でした。

次にスポーツ課です。

新型コロナウイルス感染症関係ですが、群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく警戒レベルは現在2を維持しておりますが、市内の社会体育活動については、感染防止対策を徹底した上で通常の活動を実施しております。

大会関係では、12月18日に第43回藤岡市ハンドボール選手権大会、25日に第13回藤岡市新体操演技発表会、1月に入り7日に第28回藤岡市中学1年生バスケットボール大会、9日に第6回藤岡市ジュニアマラソン大会、15日に第68回藤岡市民スキー大会、第38回藤岡市民綱引き大会が開催され、合計で713人が参加しております。

教室関係では、ハンドボール教室、初心者フットサル教室、親子コーディネーショントレーニング教室を11月から継続開催しており、合計で25人が参加しております。

次に学校給食センターです。

3学期の給食は1月11日より開始しています。2学期末には新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖がありましたが、順調に学校給食事業を実施しています。

令和5年度から実施する第2子以降の児童生徒の給食費無償化については、保護者に向けたお知らせを学校経由で2学期末に配布しました。無償化については、保護者からの申請が必要となるため、在校生保護者には学校経由で申請書類の配布と回収を1月13日に依頼しました。該当する児童生徒がいる場合は、2月17日までに通学している学校へ申請書を提出していただくようご案内いたしました。

また、小学校へ入学予定の新1年生保護者には、1月26日から各学校で順次開

催される入学説明会で無償化に関する書類を配布し、2月28日までに学校給食センター宛ての返信用封筒を使用し提出していただく予定です。

最後に図書館です。

12月17日に「あそびの学校紙芝居の出前公演」を開催し13人が参加しました。

また、群馬県立図書館主催の「令和4年度公共図書館のための学校支援講座」がオンライン形式で開催され、2月上旬から配信されます。その中で「公共図書館における学校支援」と題し藤岡市における取組を事例発表しますが、1月17日に動画撮影が行われました。

12月の利用状況は、開館日数23日、入館者数7,807人、貸出冊数25,733冊でした。学校巡回文庫は8校を巡回し、利用児童数542人、貸出冊数1,466冊でした。電子図書館は、利用者数237人、貸出冊数1,085冊でした。

以上、教育長報告とさせていただきます。

教育長（田中政文君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。
委員一同 なし。

教育長（田中政文君）質問もないようでございますので、教育長の諸報告を終わります。

日程第3 議案第1号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則の一部改正について

教育長（田中政文君）日程第3 議案第1号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第1号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則は、進学の意欲と能力を有するにもかかわらず経済的な理由により修学困難な者に対し奨学金を貸与する制度の、具体的な手続等について定めているものです。

本市においては、市民の利便性向上と行政手続の簡素化推進のため行政手続における押印廃止を進めており、教育委員会においても例規の改正を行いました。その後、近年の性の多様性についての理解や配慮を求める動きの広がりを受け、各種申請書、証明書等の性別欄の見直しを進めております。

今回の規則の一部改正は、これらの取組みに伴う改正を契機として、全様式について、より適切なものにするための見直しを行うものです。別添の新旧対照表を合

わせてご確認いただければと思います。

今回、各様式について大きく改正をしておりますが、基本的には、押印を省略できるものは押印マークを削除し、自署する場合には押印を省略できるものはその旨を明記し、その他所要の字句の削除、追加、修正等を行うものです。

様式第2号については、性別欄を廃止するほか、様式を全体的に見直します。

様式第6号については、規則第4条で署名・押印を求める様式ですが、特に連帯保証人については実印の押印を求めることを明記します。

様式第8号については、新しい連帯保証人は、自署、実印の押印が必要であることを明記し、旧連帯保証人については押印を省略します。

様式第9号については、届出人欄を簡素化します。

様式第10号については、これまでの様式が上級学校への進学のみを想定したものであったものを、それ以外の理由にも対応できるよう全体的に見直すものです。

また、これら様式の改正のほか、条文中の所要の字句を修正するものです。

施行日につきましては、公布の日からとしますが、今回の改正前の様式で申請する者があったとしても、そのために申請できないということのないよう、附則第2項に経過措置を規定するものであります。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第1号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第1号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第1号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号 藤岡市個人情報保護条例の施行に関する藤岡市教育委員会規則の廃止について

教育長（田中政文君）日程第4 議案第2号 藤岡市個人情報保護条例の施行に関する藤岡市教育委員会規則の廃止について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第2号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）本市における個人情報保護に関する取扱いは藤岡市個人情報保護条例により規律されており、藤岡市個人情報保護条例の施行に関する藤岡市教育委員会規則は、個人情報保護条例に基づき、教育委員会が管理する個人情報の保護について必要な事項を定めているものです。

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも直接適用されることとなりました。これにより、本市における個人情報保護の取扱いも、条例による規律から法による規律に移行することになるため、令和4年12月市議会において藤岡市個人情報保護条例が廃止されました。

今回の教育委員会規則の廃止は、この条例廃止に伴うものです。

施行日につきましては、令和5年4月1日とするものです。

なお、法が直接適用されることに伴い、地方公共団体の条例で定めることが法律上必要な事項等について、12月市議会で藤岡市個人情報の保護に関する法律施行条例が新たに制定され、令和5年4月1日から施行されます。この条例では「条例の施行に関し必要な事項は市長が定める」とされており、教育委員会に対しても市長が定めた規則等が適用されるため、教育委員会として新たに規則等を制定する必要はありません。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第2号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第2号 藤岡市個人情報保護条例の施行に関する藤岡市教育委員会規則の廃止については、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第3号 令和4年度教育長表彰該当者の決定について

教育長（田中政文君）日程第5 議案第3号 令和4年度教育長表彰該当者の決定に

ついてですが、本案件については、藤岡市情報公開条例第6条第1号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書の規定により、議事を非公開といたします。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

それでは、議案第3号について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（堀越輝雄君）議案第3号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）教育長表彰は、学校教育及び社会教育、また学校体育及び社会体育において、功績顕著な方を教育長が表彰し、その栄誉を称えるものです。

お手元にお配りした令和4年度教育長表彰候補者の名簿をご覧ください。

本年度の教育長表彰該当者は、学校及び各団体より、学芸振興賞1名、学芸奨励賞83名、体育奨励賞63名、合計147名の推薦がありました。

この推薦について、教育長表彰規程に基づき、去る1月12日、教育長表彰選考委員9名の出席により選考委員会を開催いたしました。

被表彰者の選考基準は、学芸振興賞は、学芸部門における指導者としての功績が顕著な方、学芸奨励賞は、県大会1位、関東・東日本などの地方大会で3位以内、全国大会6位以内の入賞者、またはこれらと同等の成績を収めた方、若しくは国際大会等の出場・出品、またはこれに準ずる成績を上げた方、体育奨励賞は、県大会1位、県記録の更新、最優秀選手賞または同等の賞の受賞者、関東・東日本などの地方大会で4位以内、全国大会8位以内の入賞者を対象とするものです。

なお、体育部門の指導者を対象とする体育振興賞は、今回は推薦がありませんでした。

選考委員会において、以上の基準に照らし審議した結果、今回は推薦された147名全員が基準を満たすことから、教育長表彰に該当すると認められたものであります。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第3号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第3号 令和4年度教育長表彰
該当者の決定については、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第4号 藤岡市公民館の廃止に伴う関係 規則の整理に関する規則の制定 について

教育長（田中政文君）日程第6 議案第4号 藤岡市公民館の廃止に伴う関係規則の
整理に関する規則の制定について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（植野美佐子君）議案第4号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市公民館の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、
ご説明申し上げます。

令和5年4月1日より各地区公民館が地域づくりセンターに移行され、併せて施設
の所管も教育委員会から市長部局へ移管されることから、令和4年藤岡市議会第
6回定例会において、関連する条例の制定改廃が行われ、藤岡市公民館設置条例の
廃止が議決されました。この条例の廃止に伴い、関係規則の一部改正及び廃止を行
うため、関係規則の整理に関する規則を制定するものであります。

具体的な改正内容としましては、最初に、一部改正を行う規則につきましては、
第1条の藤岡市教育委員会に属する教育機関の長に対する事務専決規則の一部改正
は、条文第1条中の「公民館長」及び別表の公民館長の専決事項を削るものです。
第2条の藤岡市教育委員会公印規則の一部改正は、条文の第5条中の「公民館長」
及び別表第1の2及び別表第2の藤岡市公民館長之印から藤岡市鬼石公民館長之印
までを削るものです。第3条の藤岡市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正は、
第2条第3号中の「公民館」を削り、及びその他文言の整理を行うものです。

次に、廃止する規則につきましては、第4条第1項第1号で藤岡市公民館運営審
議会規則、第2号で藤岡市公民館設置条例施行規則、第3号で藤岡市公民館処務規
則、第4号で藤岡市公民館管理人服務規則を廃止するものです。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日からとするものであります。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第4号について説明がありました。こ
れについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第4号 藤岡市公民館の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定については、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第5号 藤岡市鬼石公民館の備品及び図書貸出要綱及び藤岡市公民館長の任命に関する要綱の廃止について

教育長（田中政文君）日程第7 議案第5号 藤岡市鬼石公民館の備品及び図書貸出要綱及び藤岡市公民館長の任命に関する要綱の廃止について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（植野美佐子君）議案第5号について朗読及び概要説明をする。

（説明内容）藤岡市鬼石公民館の備品及び図書貸出要綱及び藤岡市公民館長の任命に関する要綱の廃止について、ご説明申し上げます。

令和5年4月1日より各地区公民館が地域づくりセンターに移行され、併せて施設の所管も教育委員会から市長部局へ移管されることから、関連する条例の制定改廃が行われ、令和4年藤岡市議会第6回定例会において、藤岡市公民館設置条例の廃止が議決されました。この条例の廃止に伴い、関連する要綱を廃止するものであります。

関連する要綱につきましては、藤岡市鬼石公民館の備品及び図書貸出要綱、藤岡市公民館長の任命に関する要綱となっており、この2件を廃止するものです。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日からとするものであります。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第5号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第5号 藤岡市鬼石公民館の備品及び図書貸出要綱及び藤岡市公民館長の任命に関する要綱の廃止については、原案のとおり承認されました。

閉 会

教育長（田中政文君）以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 15時21分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和5年2月13日

教育長 田 中 政 文

書 記 高 橋 秀 仁